

自社の業務、システム環境に応じてタイプ選択

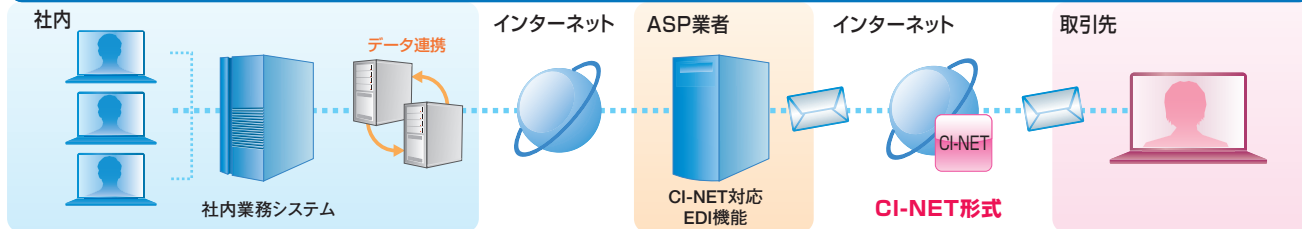
自社構築タイプ

送受信データと業務システムのデータ連携部分を自社内に構築するタイプ。



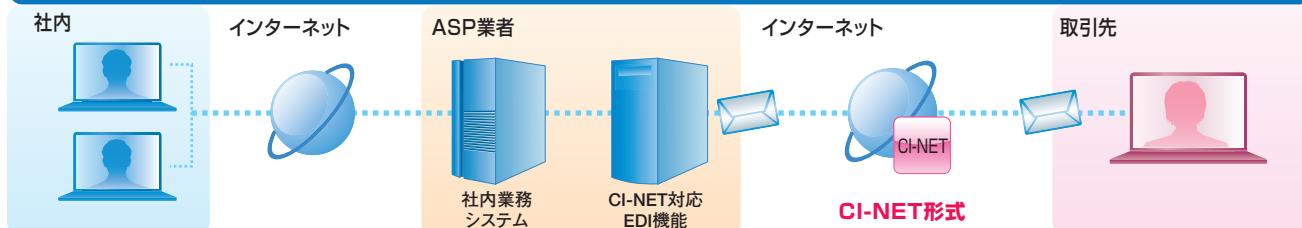
ASP活用タイプ I

ASPに加入し、ASPサービスのEDI機能を利用するタイプ。自社の業務システムはそのまま活用。



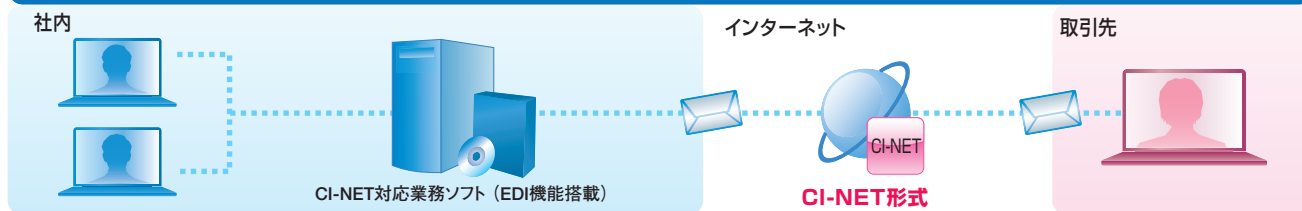
ASP活用タイプ II

ASP活用タイプIと異なり、EDI機能だけでなく業務システムを含めてASPを活用するタイプ。



業務ソフト活用タイプ

EDI機能搭載の業務ソフトを利用するタイプ。業務ソフトと共にスムーズにEDI導入が可能。



ASP(エーエスピー、Application Service Provider)

コンピュータ、ソフトを販売する代わりに、ネットワーク経由でソフトの機能を有償で提供する事業者。ユーザにとって、インターネットを利用してソフトを利用できるため、ソフトの導入、運用、更新などの手間が少なくなるメリットがある。

EDI機能

データの送受信、暗号化・復号、電子署名、電子データ保管などがある。

費用

● CI-NET LiteSを利用するには、企業識別コードと電子証明書が必要です。その他システム環境に応じて、ASPサービスを利用するための登録料や利用料などあるいはEDI機能搭載ソフトの購入費用などが必要となります。

※CI-NET LiteSは、CI-NETを利用した電子商取引のシステムを開発するための実装規約です。

企業識別コード		電子証明書	
	資本金1億円以下	資本金1億円超	
新規	16,800円	33,600円	新規 6,825円
更新(3年毎)	21,000円	42,000円	更新(3年毎) 6,825円

企業識別コード、電子証明書ともに、発行された日から3年間有効 (税込)

お問い合わせ

財団法人 建設業振興基金 建設産業情報化推進センター CI-NET担当

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12 虎ノ門4丁目MTビル2号館
 TEL:03-5473-4573 FAX:03-5473-4580 E-mail:ci-net01@kensetsu-kikin.or.jp
 URL:http://www.kensetsu-kikin.or.jp/ci-net/index.html

CI-NET[®]による電子商取引

建設業の生産性向上を目指して



CI-NET (シーアイネット Construction Industry NETwork)

標準化された方法でネットワークを利用して建設生産に関わる企業間の情報交換を実現し、建設産業全体の生産性向上を図ろうとする仕組みです。建設産業におけるEDI*標準であるCI-NETは企業間取引の情報交換の前提となる伝送手順、データフォーマット、コード体系、運用などのルールを定めています。

*EDI(イーディーアイ、Electronic Data Interchange)

企業間における取引に必要な情報を、標準的な方法によりネットワークを利用して交換すること。



CI-NETで見積から請求まで

CI-NETによる商取引の電子運用



CI-NET利用者は着実に広がっています

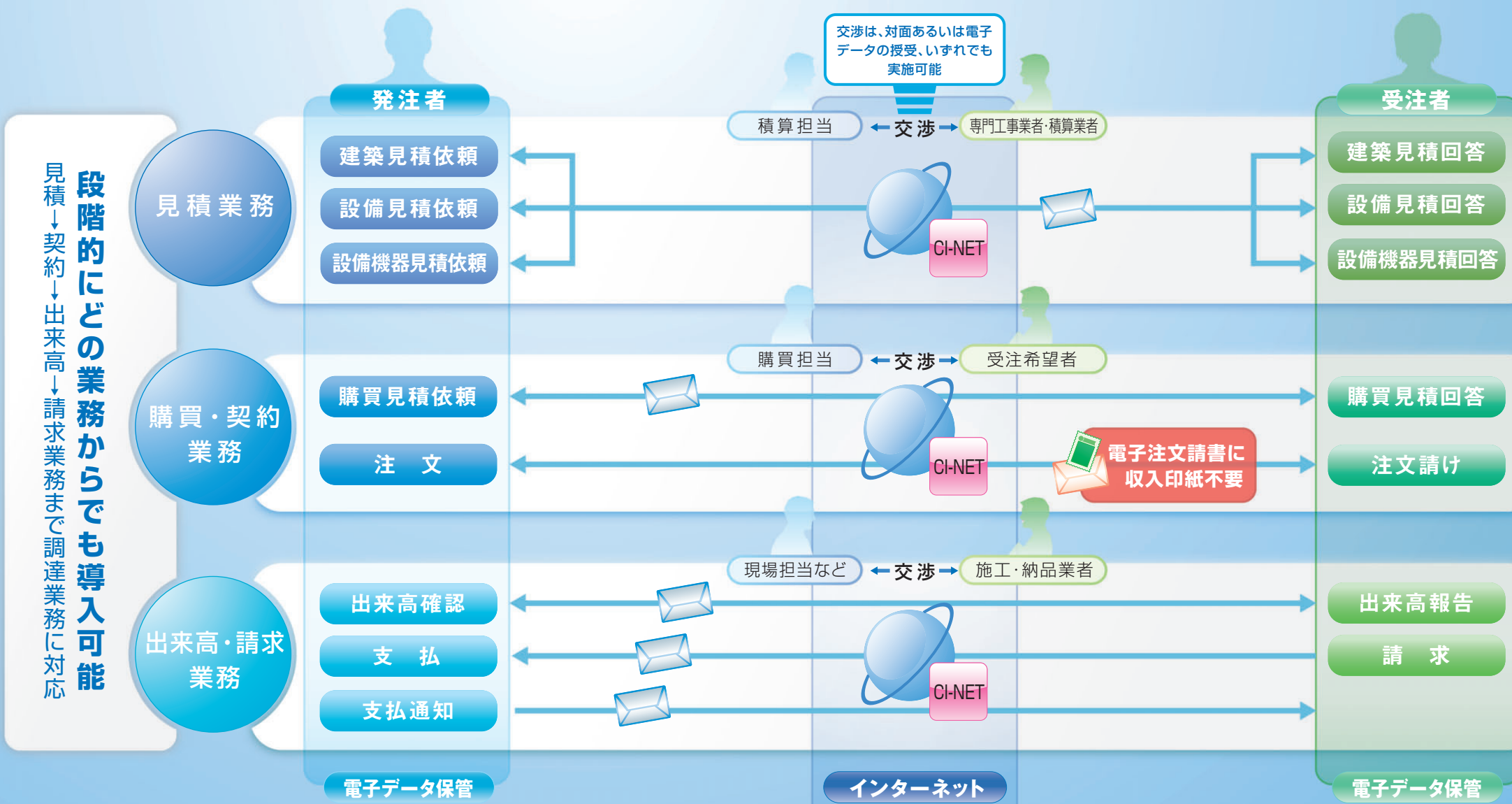
CI-NETの利用により、業務の効率化、業務コストの削減を実現し、経営力、技術力の向上に役立ててみませんか。

- Quality 品質
- Cost コスト
- Delivery 工程
- Safety 安全
- Environment 環境

建設業の電子商取引に求められるもの

- 品質** 手順や時期が標準化された業務、曖昧さの排除
- コスト** 業務処理の効率化、取引情報の有効活用によるコスト削減
- 工程** 見積から請求の業務処理のスピードアップ
- 安全** 公平公正な取引、透明な取引
- 環境** 紙、送付、保管などの資源消費の削減

建設業標準のCI-NETを利用している企業であれば、どこでも電子商取引が可能になります



あらゆる自社環境タイプにも対応可能

- 自社構築タイプ
- ASP 活用タイプ I
- ASP 活用タイプ II
- 業務ソフト活用タイプ

建築主 積算事務所 総合工事業者 専門工事業者 メーカ代理店 商社 など

CI-NETの効果

生産性の向上

- 標準手順により、煩雑で曖昧な作業を排除
- 書類の書き写し、伝票の再入力などの労力や転記ミスの削減
- 書類の送付や提出などの作業負担、費用の削減
- 業務処理のスピードアップ

電子データの活用

- 蓄積データの活用による調達力の強化
- 出来高報告は契約データを利用して作成
- データの一元管理により調達状況をリアルタイムに把握

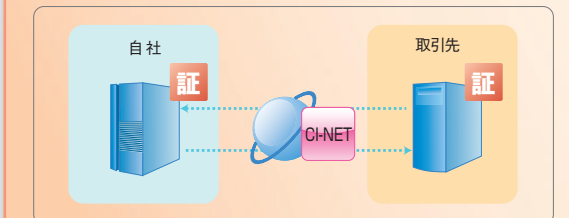
契約に伴う印紙税の費用負担の軽減

- 電子商取引では、注文請書に印紙不要

※取引情報を紙に印刷して保管することも認められていますが、社印を付した場合などには、印紙を貼る必要があります。

コンプライアンスに寄与

- 標準化された電子商取引では、取引の証であるデータが残る（元請業者と下請業者の対等な取引が実現）
- 追加、変更契約などの煩雑な契約処理にも迅速に対応
- 取引データの履歴、契約の関連状況などの「見える化」を実現



川上から川下まで流通



見積業務の建築見積、設備見積、設備機器見積データや、調達業務の購買見積、注文、出来高、請求、支払いデータは同じフォーマットで流通します。最初の入力データを後に続く業務に活用できます。